

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会における部会の設置について

平成十三年三月一日

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会（以下「分科会」という。）に、農業農村整備部会（以下「部会」という。）を置く。

第二条 部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げるものとする。

- 一 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること
- 二 かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること

第三条 部会の議決は、分科会の議決とみなす。

第四条 部会の庶務は、農林水産省農村振興局計画部事業計画課において処理する。